

審判制度の現状と課題について

2007年10月24日

特 許 庁

1. 審判制度の概要

審判の役割

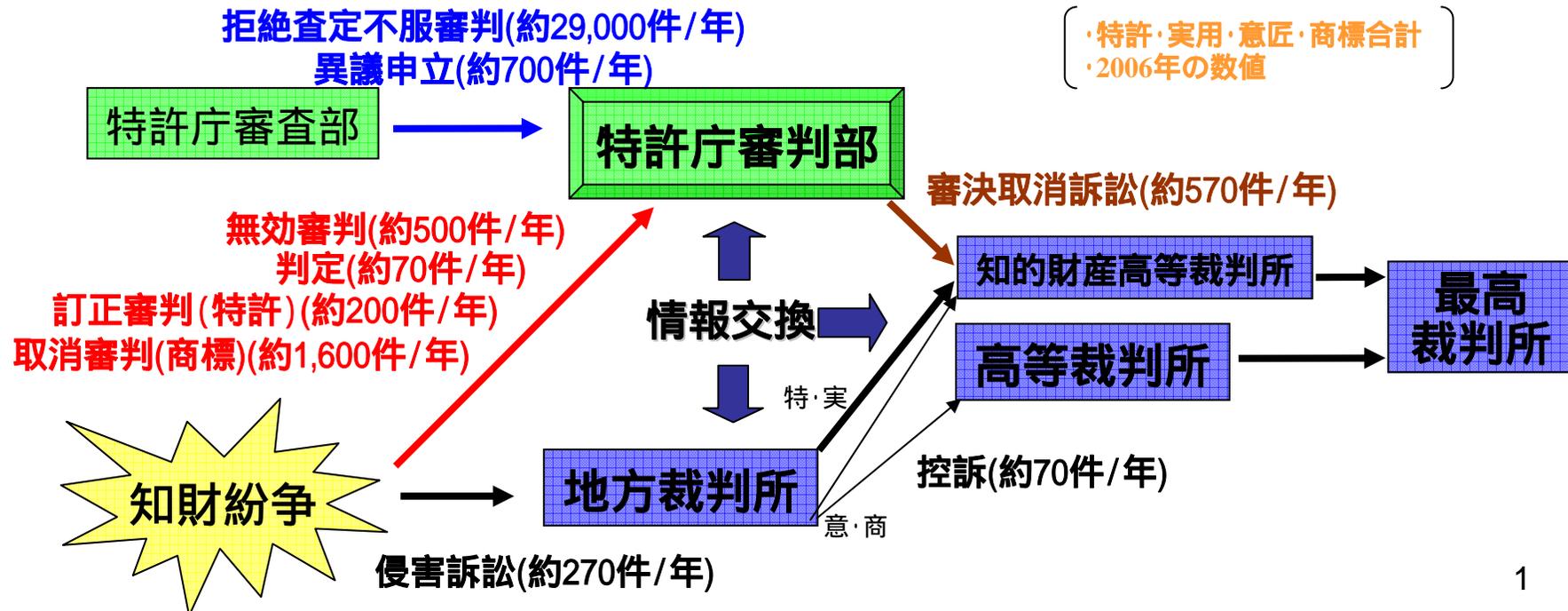
(1) 審査の上級審

拒絶の妥当性判断(拒絶査定不服審判)
権利の信頼性向上(異議申立)

(2) 紛争の早期解決

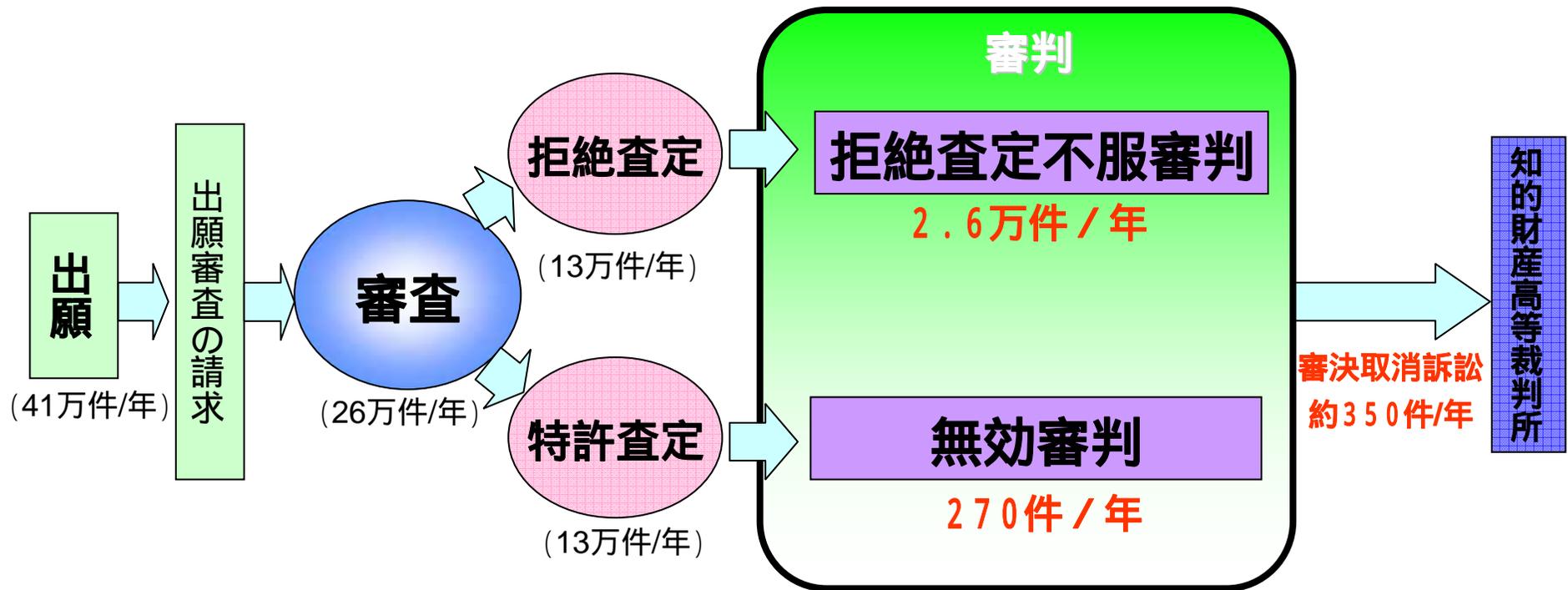
特許の有効性の判断(無効審判)
権利範囲の公的鑑定(判定)

審判の位置づけ



1. 審判制度の概要

－出願から審査・審判までの流れ(特許の場合)－



注)・2006年の数値

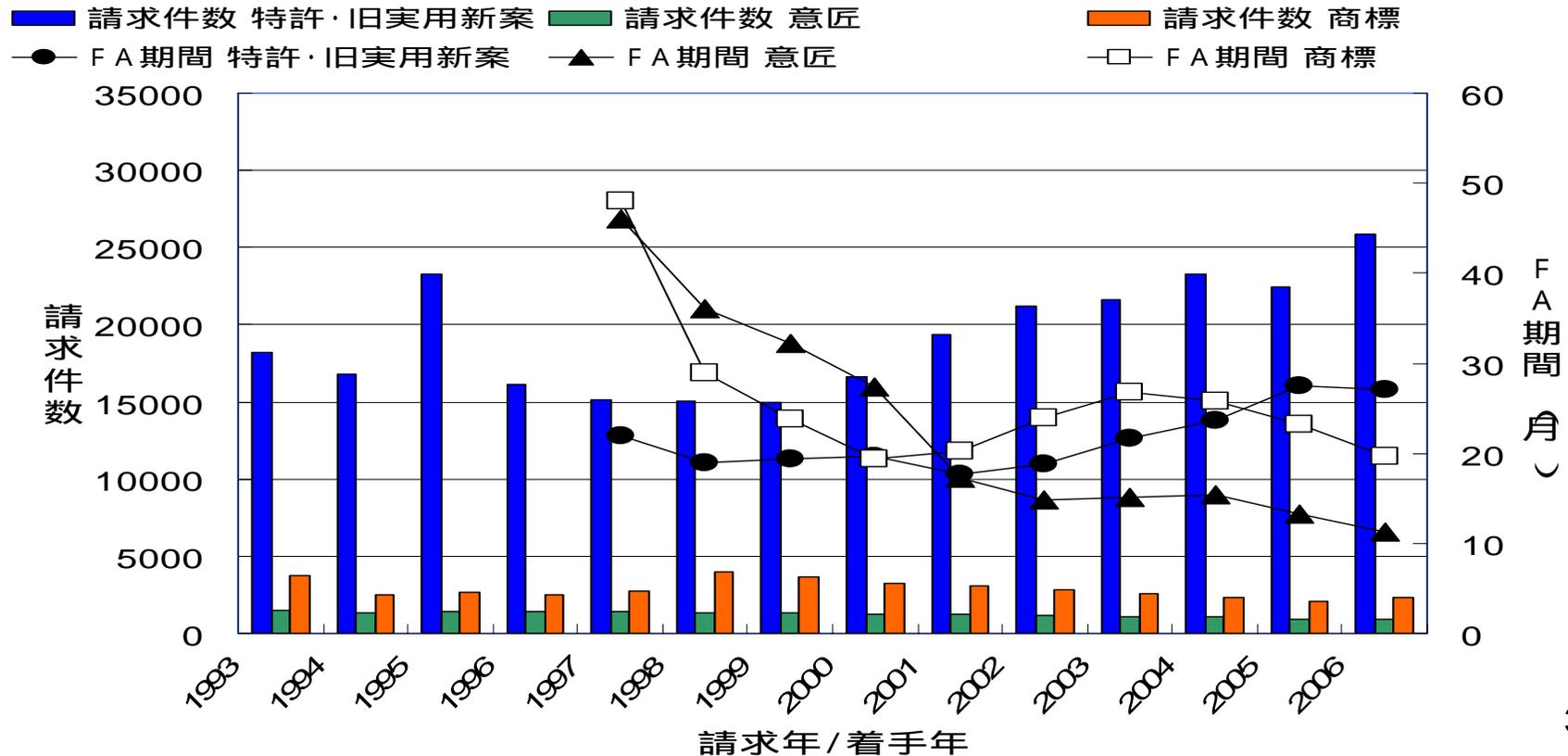
・ここでの「審査」の件数は、最終処分された案件のうち、拒絶査定又は特許査定された案件数のみを示す。
一次審査件数(2006年で29万件)とは異なる点に注意。

2. 拒絶査定不服審判

－審判請求の動向と審理期間－

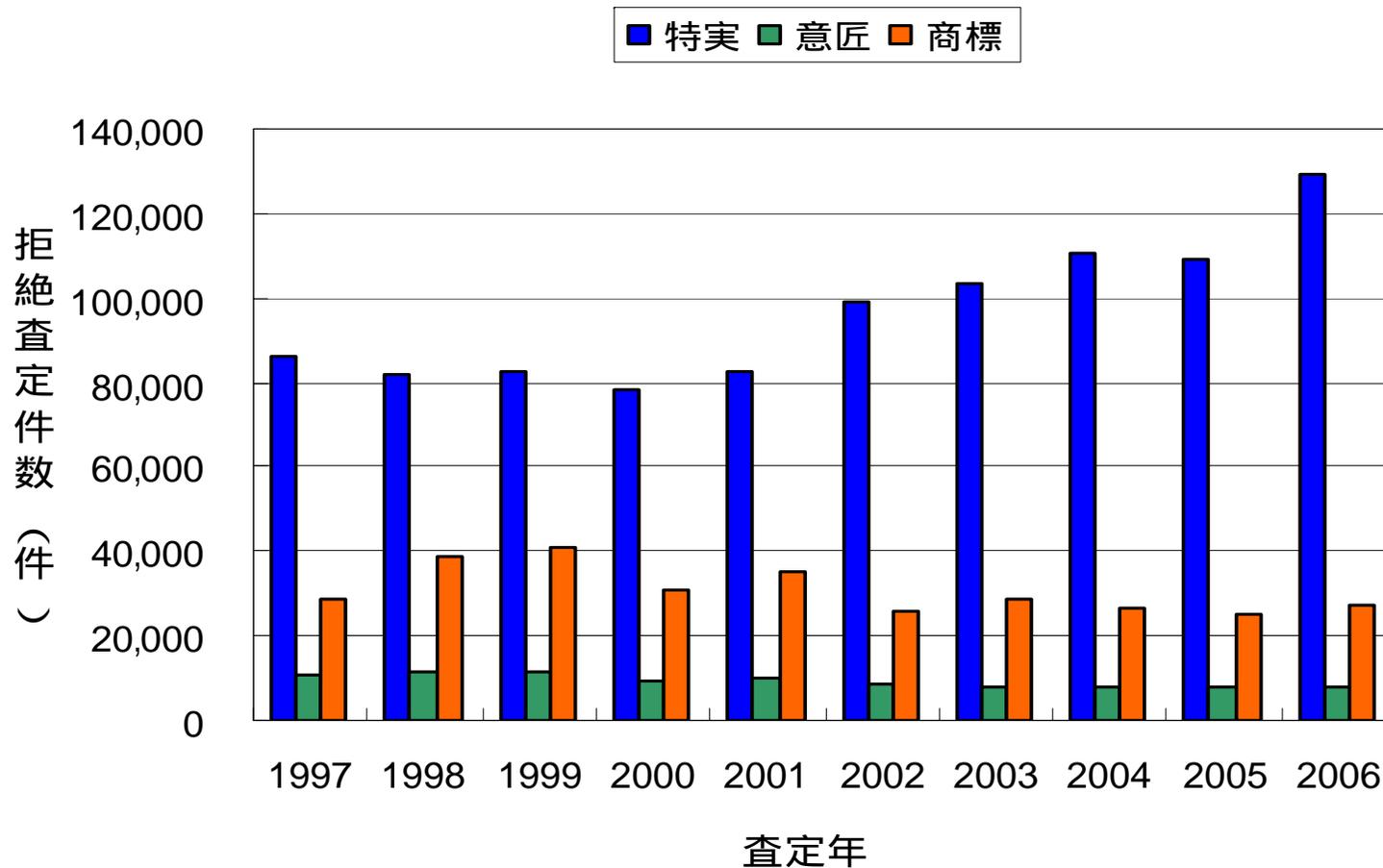
拒絶査定不服審判請求件数は、特許・旧実用が、審査部における審査処理件数の増加を受けて大幅に増加。意匠、商標は、中長期的に漸減傾向。

審理順番待ち期間(FA期間)は、特許・旧実用では、1997年から2001年にかけて一旦短縮化傾向にあったが、それ以降は、請求件数の増加に伴い長期化傾向となり、2006年で27.1月となっている。意匠、商標は、短縮化傾向にあり、2006年でそれぞれ11.2月、19.6月となっている。



(参考1) 審査における拒絶査定件数の推移

特許・旧実用においては、平成15年以降の任期付き審査官の採用や、平成16年の特許審査迅速化法の制定、先行技術調査の民間外注の規模拡大等の各種施策を通じた審査件数の増大により、拒絶査定件数も増加している。

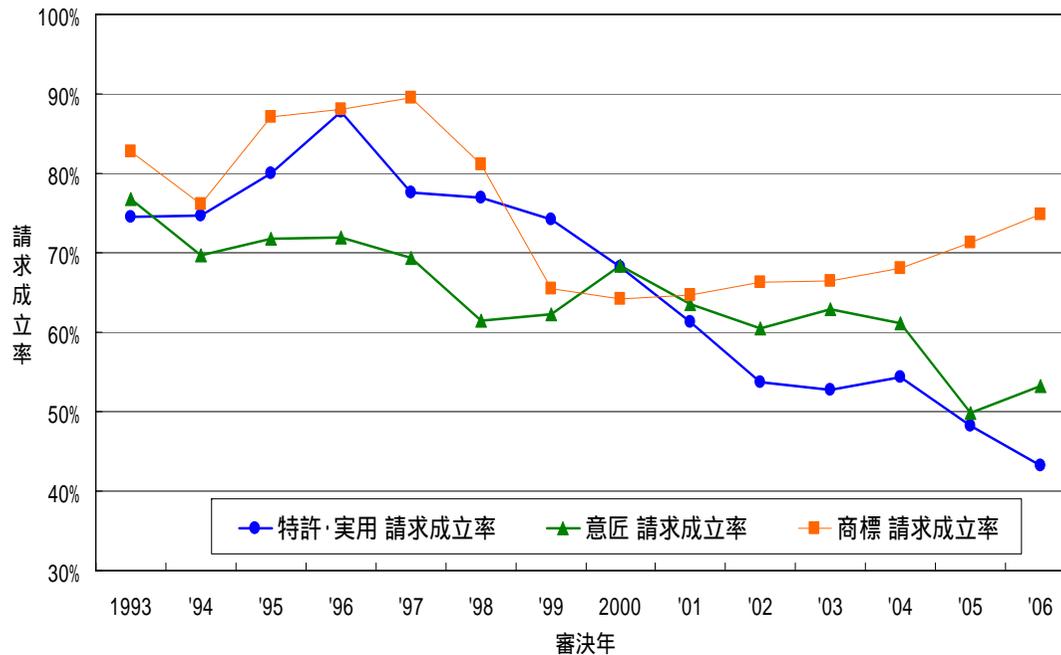


2. 拒絶査定不服審判

－審理結果(請求成立率)－

特許・旧実用の拒絶査定不服審判において、請求成立(拒絶査定取消)とした審決の割合は、1997年の78%から2006年の43%まで大幅に低下。化学系を除き請求成立率は50%に満たない。

意匠の拒絶査定不服審判においても、請求成立率は2005年以降50%台に低下。商標の拒絶査定不服審判の請求成立率は2000年以降上昇傾向にある。



技術分野別 請求成立率(特許・旧実用)

技術分野	請求成立率(2006)
物理系・その他	39.3%
機械系	44.0%
化学系	51.3%
電気系	39.2%
特実平均	43.3%

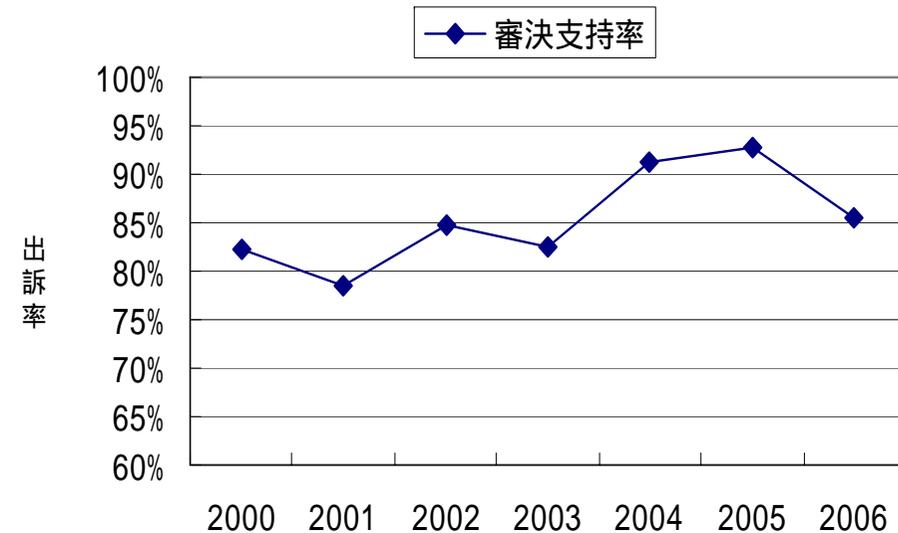
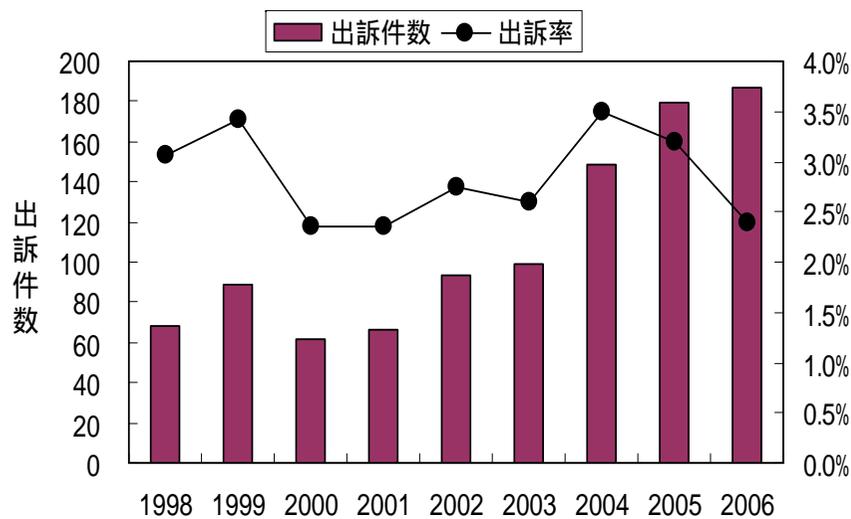
(注) 審決日を基準に集計(取下等除く)

2. 拒絶査定不服審判

－特許・旧実用の拒絶査定不服審判の審決取消訴訟の動向－

特許・旧実用の拒絶査定不服審判において、請求不成立率が、増加傾向であるにもかかわらず、出訴率は3%前後を推移している。

特許・旧実用の拒絶査定不服審判の審決取消訴訟における審決支持率は、3年ぶりに低下したが、依然として高い水準にある。

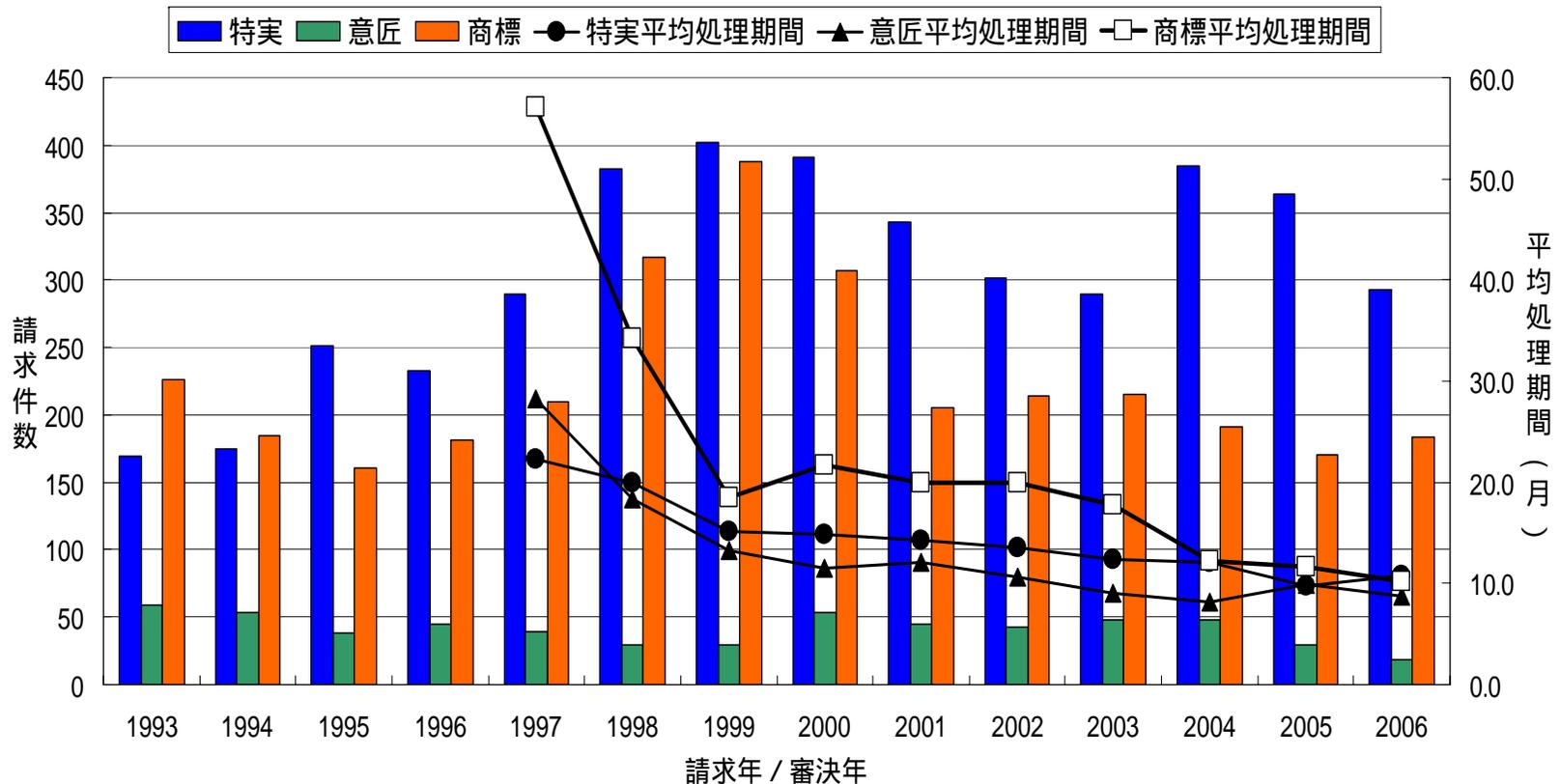


3. 無効審判

－審判請求の動向と審理期間－

特許・旧実用の無効審判件数については、平成15年法改正による特許異議申立制度の廃止と無効審判制度への統合の影響で、2004年(平成16年)に多少増加したものの、従来の特許異議申立件数と無効審判請求件数の合計に比べれば、大幅に減少。

紛争の早期解決の観点から、無効審判については優先的に処理を行っており、平均審理期間は、特許・旧実用が10.8月、意匠が8.7月、商標が10.2月となっている(2006年)。

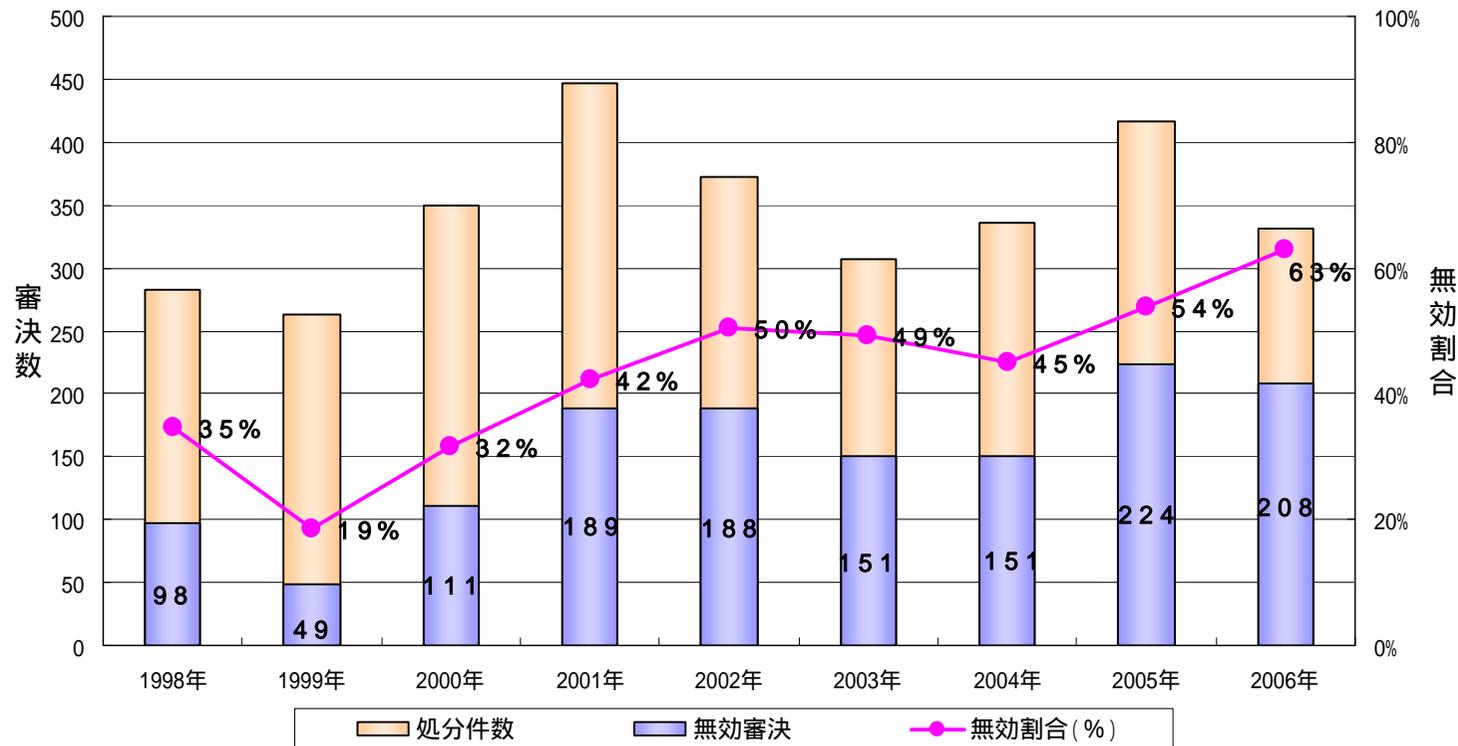


3. 無効審判

— 審理結果(特許・旧実用無効審判における無効審決の割合) —

無効審判(特許・旧実用)については、無効審決の割合が2000年から上昇傾向。

2002年以降は無効審決の割合は全処分件数の約50%前後で推移していたが、2006年には60%を超えた。



(注) 無効割合 = 無効審決(発送日) / 処分件数

処分件数 = 無効審決(発送日) + 有効審決(発送日) + 取下(確定日)

3. 無効審判

－特許・旧実用の無効審判の審決取消訴訟の動向－

特許・旧実用の無効審判事件の審決取消訴訟における取消率は、2003年度以降20%前後まで減少(訂正審判で訂正が認容されたことにより審決が取消されたものを除く)。

無効審判の請求不成立(権利有効)の審決の取消率については、2000年度75.6%であったものが、2006年度には38.5%まで低下している。

無効審判の審決取消率の推移

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
全体	56.5%	47.0%	39.0%	22.6%	23.9%	22.0%	18.3%
無効審決	25.5%	22.6%	20.0%	12.0%	3.0%	8.3%	11.5%
有効審決	75.6%	68.6%	60.0%	43.9%	53.2%	41.2%	38.5%

4. 審判部の課題と取組み

審判が、審査の上級審としての役割、紛争の早期解決に資する手続としての役割を担うことを踏まえれば、審判請求件数が急増している現状においても、審理の迅速化・効率化、及び、審理の質の維持・向上を同時に実現していくことが大きな課題。

また、制度趣旨の異なる複数の審判(拒絶査定不服審判、無効審判、取消審判等)が存在することを踏まえれば、制度ユーザーの多様なニーズに応えていくことが必要。

4. 審判部の課題と取組み

(1) 主として「審理の迅速化・効率化」に資する取組み

審査・審判の判断基準の統一を通じた、前置審査を含めた審査段階での特許査定率の向上(審査・審判全体としての処理の迅速化・効率化)

まとめ審理の実施(同一審判請求人の関連する案件を一括して審理することによる効率化)

審判調査員等の審判官業務補助者の活用の増大(審判部の処理能力の向上)

前置審尋^(注)の活用(請求の当否の見直し機会の提供)

審判環境のペーパーレス化(起案・決裁業務の効率化)

(注)前置審尋:特許制度では、拒絶査定不服審判の請求のあった日から30日以内に特許請求の範囲等の補正がなされたものについては、特許法162条の規定により、まず審査官が審査を行う(いわゆる「前置審査」)。前置審査において、審査官は、特許請求の範囲等の補正により拒絶査定を取り消すことができると判断した場合は、特許査定を行うが、その補正によっても依然として特許査定できないと判断した場合は、その結果を特許庁長官に報告(いわゆる「前置報告」)する。「前置審尋」は、前置報告がなされて、審判部に移管された事件について、審判合議体が「審尋」手続により、審判請求人に、前置審査での審査官の見解を通知して反論の提出機会を与えるもの。これにより、審判合議体は、審査官の見解に対する審判請求人の反論も考慮した上で審理を行うことになるとともに、前置審査の結果を受けた審判請求人の審判続行の意思確認を、同時に行うことが可能となり、審理の一層の充実、特許庁全体としての処理効率向上を図ることができる。

4. 審判部の課題と取組み

(2) 主として「審理の充実(質の維持・向上)」に資する取組み

審判官への判決報告による判決レビュー(知的財産高等裁判所の判決を踏まえた厳正な審理に寄与)

無効審判における口頭審理の積極活用(当事者の納得感を得られる審理に寄与。2006年は147件実施。)

法律アドバイザーの活用(現在2名の弁護士が法律アドバイザーとして法律研修等を実施。今後、法律アドバイザーを「審判参与(仮称)」とし、研修の充実・「審判参与会(仮称)」の開催による審判制度運用への助言等を行う予定。)

裁判所調査官経験のある審判官の活用

前置審尋 前ページ(注)参照の活用(前置審査での審査官の見解に対する請求人の反論も考慮した上で審理)

裁判所との情報交換 特許法168条5項、6項等に基づく(侵害訴訟における権利無効の主張の証拠資料を参酌した審理)

ユーザー(企業、弁理士、弁護士)と審判官による進歩性検討会の開催

4. 審判部の課題と取組み

(3) 多様なユーザーニーズに対応する取組み

拒絶査定不服審判における早期審理制度の活用(平成16年7月に対象拡大。2006年の申出件数は246件。対象案件は全件1年以内に処理。)

無効審判事件の優先処理(早期紛争処理の観点から、無効審判事件については優先的に処理。2006年の処理期間は、特許・旧実用で10.8月。)

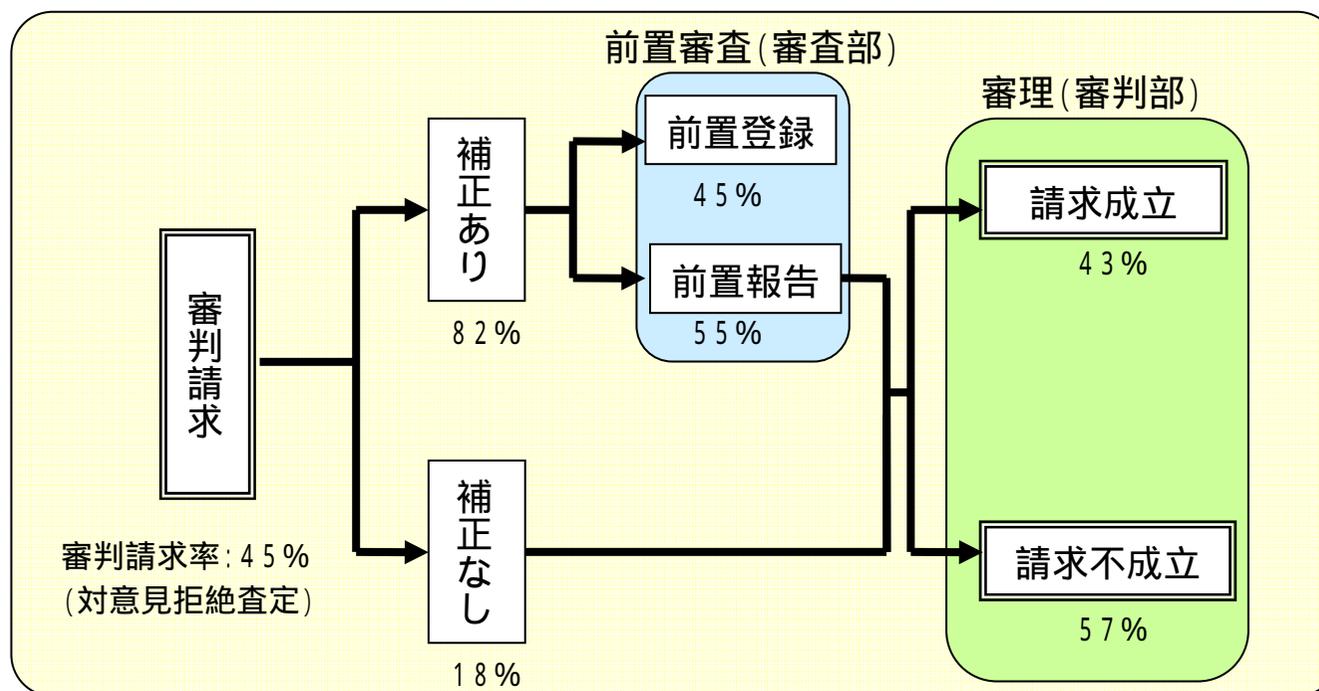
地方面接審理及び巡回審判の実施(審判合議体が地方に出張し、面接審理や、無効審判事件における口頭審理(巡回審判)を実施。2006年度には、地方面接審理を142件、巡回審判を32件実施。)

(参考2) 特許・旧実用の拒絶査定不服審判における前置審査の状況

特許・旧実用における2006年の拒絶査定不服審判の請求率は、意見拒絶査定¹件数に対して45%。

特許・旧実用の拒絶査定不服審判請求事件の8割以上で明細書等の補正があり、前置審査²に係属。その45%が前置審査の段階で特許査定される(2006年)。

- (1) **意見拒絶査定**: 審査官からの拒絶理由に対して出願人が意見書等を提出したが、依然として拒絶理由が解消していないと審査官が判断し、拒絶査定となったもの。これに対し、意見書等のなんらの応答も無く拒絶査定となるものをいわゆる「戻し拒絶査定」という。
- (2) **前置審査**: 特許制度においては、拒絶査定不服審判の請求のあった日から30日以内に特許請求の範囲等の補正がなされたものについては、特許法162条の規定により、まず審査官が審査を行う。この審査官が行う審査を「前置審査」という。前置審査においては、審査官は、特許請求の範囲等の補正により拒絶査定を取り消すことができると判断した場合は、特許査定を行う(その結果いわゆる「前置登録」となる)が、その補正によっても依然として特許査定できないと判断した場合は、その結果を特許庁長官に報告(いわゆる「前置報告」)する。



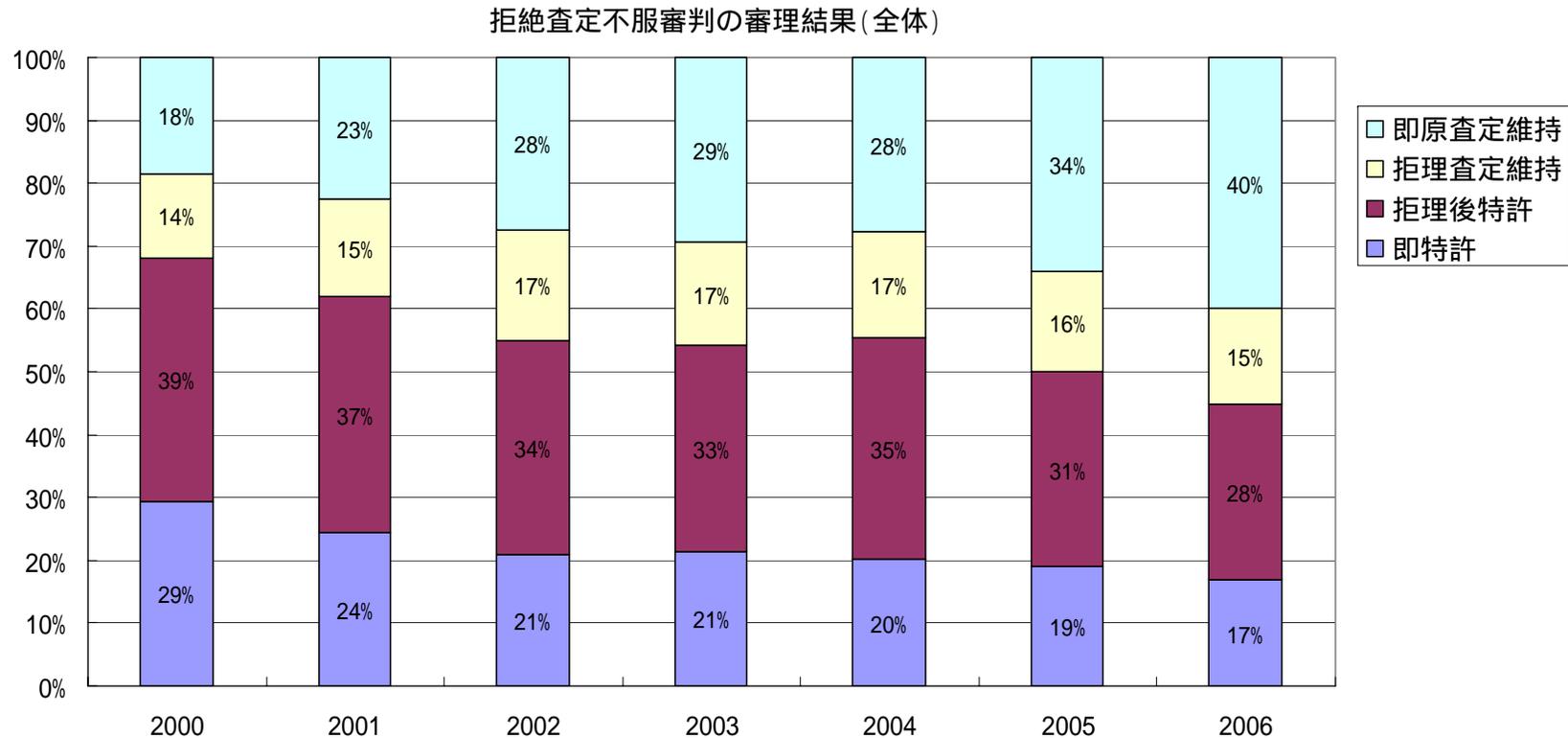
(注) 審判請求率は2006年に拒絶査定がされたものに対するもの。

前置登録と前置報告の比率、審理結果の比率については、2006年にそれぞれ前置審査、審理がなされたもの。

(参考3) 特許・旧実用の拒絶査定不服審判における審査と審判の判断統一

2000年以降、拒絶査定不服審判事件の審理の結果、拒絶査定が維持できないと判断されて、即特許となる事件の比率は、徐々に減少するとともに、2006年には、即原拒絶査定が維持される比率が増え、審判において拒絶理由を通知して補正の機会を与えた後に特許となる比率が減少。

審査と審判の判断基準の乖離は縮小傾向にある。



(注) 確定日を基準に集計(取下等を除く)

5. 検討の方向

審判の現状を踏まえ、特許庁では、運用面等で様々な取組みを行ってきたが、さらにユーザーフレンドリーな不服申立て制度としての在り方も検討すべき。



特に、特許の拒絶査定不服審判については、審査の迅速化による拒絶査定件数の急増に伴い、その請求の当否を検討すべき件数も急増。現行の審判請求期間(30日)は、諸外国の例や、国内の他の行政不服の例と比べても相対的に短く、ユーザーの手続保障の観点からは、現在の請求期間等を見直す必要があるのではないか。

(参考)

諸外国の例

・日本より長い期間を設けている例、米国:3月、欧州:2月、中国:3月

国内の他の行政不服の例

・行政不服審査法の審査請求期間:60日(19年7月の「行政不服審査制度検討会最終報告書」では、同請求期間を「3か月」に延長する方針が示されている。)、公正取引委員会の命令等に対する不服審判請求期間:60日、国税不服審判の請求期間:2月